

市 会 議 案

令和8年6月定例会（令和8年6月19日提出）

名 古 屋 市

目次

令和 8 年第 124 号議案	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当 及び勤勉手当に関する条例の一部改正について……………	1頁
令和 8 年第 125 号議案	名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について……………	7頁
令和 8 年第 126 号議案	名古屋市奨学金条例の一部改正について……………	11頁
令和 8 年第 127 号議案	名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部改正 について……………	15頁
令和 8 年第 128 号議案	名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改 正について……………	17頁
令和 8 年第 131 号議案	契約の締結について……………	19頁
令和 8 年第 132 号議案	契約の一部変更について……………	21頁
令和 8 年第 133 号議案	契約の一部変更について……………	23頁
令和 8 年第 134 号議案	契約の一部変更について……………	25頁
令和 8 年第 135 号議案	指定管理者の指定について……………	27頁

令和 8 年第 124 号議案

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当
に関する条例の一部改正について

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当
に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条
例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 77 の項中「41,700円」を「44,400円」に、「38,400円」を「
41,100円」に、「35,100円」を「37,500円」に、「31,800円」を「33,900円」
に、「28,500円」を「30,300円」に改め、同表備考第 2 項中「2,509円」を「
2,667円」に改め、同表備考第 3 項から第 5 項までの規定中「3,501円」を「
3,722円」に、「2,509円」を「2,667円」に改め、同表備考第 6 項中「
2,509円」を「2,667円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の名古屋市非常

勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬等の内払）

- 2 この条例による改正前の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた報酬又は費用弁償（以下「報酬等」という。）は、改正後条例の規定による報酬等の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（理 由）

この案を提出したのは、非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行う必要があるによる。

（参 考）

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（抜すい）

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

(略)				消防局
(略)				
77	消防団員（基本消防団）			
	市消防団連合会長	年額とし、 $\frac{44,400}{41,700}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	8 級	
	区消防団連合会長（市 消防団連合会長である 者を除く。）	年額とし、 $\frac{44,400}{41,700}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	7 級	
	消防団長（市消防団連	年額とし、 $\frac{44,400}{41,700}$	5 級	

合会長又は区消防団連 合会長である者を除 く。)	$\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。 年額とし、 $\frac{41,100}{38,400}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	4 級
副団長	$\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。 年額とし、 $\frac{41,100}{38,400}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	4 級
部長	$\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。 年額とし、 $\frac{37,500}{35,100}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	4 級
班長	$\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。 年額とし、 $\frac{33,900}{31,800}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数	4 級

		を乗じて得た額を 加算した額とす る。	
団員		年額とし、 $\frac{30,300}{28,500}$ $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ に 8,000 円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	4 級
(略)			

- 備考 1 (略)
- 2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額
 $\frac{2,667 \text{ 円}}{2,509 \text{ 円}}$ を支給する。
- 3 11の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市区
 政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議
 会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあつては月額
 $\frac{3,722 \text{ 円}}{3,501 \text{ 円}}$ 、区政協力委員にあつては月額 $\frac{2,667 \text{ 円}}{2,509 \text{ 円}}$ を支給する。
- 4 23の項民生委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市民生委
 員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び
 副会長並びに民生委員協議会会長にあつては月額 $\frac{3,722 \text{ 円}}{3,501 \text{ 円}}$ 、民生委
 員にあつては月額 $\frac{2,667 \text{ 円}}{2,509 \text{ 円}}$ を支給する。
- 5 31の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保
 健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並

びに学区保健環境委員会会長にあつては月額 $\frac{3,722 \text{ 円}}{3,501 \text{ 円}}$ 、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあつては月額 $\frac{2,667 \text{ 円}}{2,509 \text{ 円}}$ を支給する。

6 46の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額 $\frac{2,667 \text{ 円}}{2,509 \text{ 円}}$ を支給する。

令和 8年第 125 号議案

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8年 6月19日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表第23条第 2項の項中「特区法（以下この項において「施行日前国
家戦略特別区域法」という。）」を「国家戦略特別区域法（平成25年法律第
107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一

部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜すい）

（設備及び運営に関する基準）

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」とい
う。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省
令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

(略)		
第23条第 2項	保育士（法第18条の27第 1 項に規定する認定地方公共 団体（以下「認定地方公共 団体」という。）の区域内 又は児童福祉法等の一部を 改正する法律（令和 7年法 律第29号。以下この項にお いて「改正法」という。） 附則第12条の規定による改 正前の <u>国家戦略特別区域法</u> <u>特区法</u> （ <u>（平成25年法律第 107号。</u> 以下この項において「施行 日前国家戦略特別区域法」 という。）第12条の 5第 3 項に規定する事業実施区域	(略)

	であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	
(略)		

令和8年第126号議案

名古屋市奨学金条例の一部改正について

名古屋市奨学金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月19日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市奨学金条例の一部を改正する条例

名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）」を「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市奨学金条例 (抜すい)

(受給資格)

第3条 奨学金の支給を受けることができる者 (以下「奨学生」という。) は、次に掲げる要件を備えている者のうち、学業その他の活動における努力が認められる者でなければならない。

(1) (略)

(2) その保護者等 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第16条に規定する保護者その他の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者という。) が、基準日において、本市の区域内に住所を有すること。

(3) } (略)
(4) }

(参考 2)

参 照 条 文

高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号)

抜すい 新旧対照 (改正後)
改正前

(受給資格)

第3条 (略)

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) } (略)
(2) }

(3) 前2号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者 (学校教育法第16条に規定する保護者をいう。) その他の同項に規定する者の就学に要する

経費を負担すべき者として政令で定める者 (以下「保護者等」という。)

の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的

負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 (略)

令和 8 年第 127 号議案

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市交通事業の設置等に関する条例（昭和 41 年名古屋市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市交通事業の設置等に関する条例 (抜すい)

(賠償責任の免除)

第 6 条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243
第 243

条の2の9
条の2の8 第 8 項の規定により、第 1 条の事業の業務に従事する職員の賠償
責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任
に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和 8 年第 128 号議案

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとお
り定めるものとする。

令和 8 年 6 月 19 日 提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例 (昭和41年名古屋市条例第58号)
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要
があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例 (抜すい)

(賠償責任の免除)

第 6 条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243
第 243

条の 2 の 9
条の 2 の 8 第 8 項の規定により、第 1 条の事業の業務に従事する職員の賠償
責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任
に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和 8 年第 131 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 消防救急デジタル無線通信設備工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中区三の丸二丁目地内始め10箇所 |
| 3 | 契約の内容 | 消防救急デジタル無線通信設備 1 式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 2, 328, 700, 000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中区錦三丁目20番27号
株式会社国際電気中部支店
支店長 柏 原 伸 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和11年 6 月 29 日 |

(理 由)

この案を提出したのは、消防救急デジタル無線通信設備工事を施行する必要があるによる。

令和 8 年第 132 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 8 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
名古屋城石垣修復工事（ 本丸搦手馬出周辺）の請 負契約 〔令和 5 年 9 月 27 日議決 令和 5 年第 84 号（令和 6 年 3 月 26 日専決処分 により契約金額を変更）〕	契約 金額	1,541,800,000円	1,921,769,300円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 8 年第 133 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 8 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
博物館改修工事の請負契約 〔令和 7 年 3 月 10 日議決 令和 7 年第 88 号（令和 8 年 4 月 13 日専決処分 により契約金額を変更）〕	契約 金額	7,153,319,800 円	7,277,365,700 円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 8 年第 134 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 8 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項 目	変 更 前	変 更 後
名古屋城天守閣整備事業 先行工事（木材の製材） の請負契約 〔平成30年7月4日議決 平成30年第97号（令和 2年3月26日専決処分 及び令和3年3月31日 専決処分により契約金 額を変更並びに令和4 年7月4日議決令和4 年第77号、令和5年7 月4日議決令和5年第 71号、令和6年7月4 日議決令和6年第94号〕	完成 予 定 期 日	暫定的に令和9年 3月31日	暫定的に令和10年 3月31日

及び令和7年7月2日 議決令和7年第108号 により完成予定期日 を変更)			
--	--	--	--

(理 由)

この案を提出したのは、完成予定期日を変更する必要があるによる。

令和8年第135号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和8年6月19日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
池下駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
今池駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北 村 博 人
覚王山駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
自由ヶ丘駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北 村 博 人
千種駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男

茶屋ヶ坂駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
名古屋大学駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
吹上駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
星ヶ丘駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
本山駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
大曽根駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
車道駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
新栄町駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
砂田橋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
ナゴヤドーム前矢田駅 自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

上飯田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
黒川駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
志賀本通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
平安通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
上小田井駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
亀島駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
栄生駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
浄心駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
庄内通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
庄内緑地公園駅自転車 駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

浅間町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
名古屋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
烏森駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
国際センター駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
太閤通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
中村公園駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
中村日赤駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
八田駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
本陣駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
金山総合駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

鶴舞駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
東別院駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
いりなか駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
川名駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
御器所駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
八事駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
八事日赤駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
新瑞橋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
桜山駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
総合リハビリセンター駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

堀田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
瑞穂運動場西駅自転車 駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
瑞穂運動場東駅自転車 駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
瑞穂区役所駅自転車駐 車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
妙音通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
熱田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
熱田神宮伝馬町駅自転 車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
熱田神宮西駅自転車駐 車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
神宮前駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
西高蔵駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

六番町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
荒子駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
小本駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
高畑駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
中島駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
春田駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
伏屋駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
南荒子駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
荒子川公園駅自転車駐 車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
稲永駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男

港北駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
野跡駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
大江駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
笠寺駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
桜本町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
柴田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
大同町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
鶴里駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
小幡駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
相生山駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

有松駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
大高駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
神沢駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
徳重駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
鳴子北駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
鳴海駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
一社駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
上社駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
藤が丘駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
本郷駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男

植田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
塩釜口駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
野並駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
原駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人
平針駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村博人

2 指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。